

高津区総合案内板等への広告掲載ガイドライン

1 総則

(1) 趣旨

近年、市有財産の有効活用の観点から、広告関連事業を始めとした、新たな活用策への取り組みを行うことが求められており、庁舎案内表示板に民間広告を掲載する等の取り組みが進められている。

総合案内板等の公共サインについては、屋外空間に設置するものであり、特に都市景観と調和し、市民に親しまれる存在とする必要があることから、高津区（以下「区」という。）が管理する総合案内板等に民間広告の掲載を行う場合の基準及び手続きを定めることを目的として、広告掲載のガイドラインを定める。

(2) 定義

このガイドラインにおける用語の定義は、川崎市広告掲載要綱（平成17年11月21日付17川財財第298号。以下「広告掲載要綱」という。）に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

ア 総合案内板等 屋外に設置する公共サインのうち、広域案内サイン、周辺案内サイン、魅力発信サイン、誘導サイン、道標サイン及び規制サインその他これらに類するサインをいう。

2 広告物の規格、デザイン等に関する基準

(1) 総合案内板等に掲載する広告物の規格、内容及びデザインは、広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準（平成17年11月21日付17川財財第298号）の内容を満たすものとするほか、以下に適合するものとする。

(2) 広告物の規格等

ア 案内図等の公共案内を行う範囲に広告表示を行うことはできないものとする。

イ 広告物は、別紙1に定めるとおりの設置位置とし、縦の長さ0.3メートル、横の長さ0.3メートルを基本とすること。ただし、縦の長さ0.15メートル、横の長さ0.3メートル及び縦の長さ0.15メートル、横の長さ0.15メートルとすることもできるものとし、この場合の各案内板における広告物の配置は、別紙2に定めるものとする。

(3) 広告物のデザイン

ア 設置箇所及びその周辺の景観と調和したデザインとすること。

イ 総合案内板等の形状及び色彩と調和したデザインとすること。

ウ 広告物は、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないよう配慮し、シンプルで洗練されたデザインとすること。また、繰り返し同じ内容を表示しないものとする。

エ 広告物は、別紙3に定めるレイアウトを基本とすること。ただし、別紙4に定めるレイアウトとすることもできるものとする。また、広告物は分割表示及び複数に渡る表示をしないものとする。

オ 別紙3に定めるレイアウトのデザイン並びに別紙4に定めるレイアウトのうち上段部分及び左側部分のデザインは、次によること。

(ア) 使用する色の数は、原則として3色(マンセル値による色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とし、蛍光色は使用しないこと。

(イ) 使用する色彩の中に、マンセル値で明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、使用する色の数を2色(マンセル値による色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とすること。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)において、次のいずれかに該当する場合については、色の数に含めないものとする。

a アクセントとして全体の15パーセント以下で使用する場合

b 自己の名称又は店名に係る商標に使用する場合

c 写真その他これに類するものに使用する場合

(エ) 地色に使用する色彩のマンセル値は、N9を基本とすること。ただし、明度4以下又は彩度4以下の色彩は使用できるものとする。

(オ) 使用する文字面積は、別紙3に定めるレイアウトの場合は広告物全体又は別紙4に定めるレイアウトの場合は上段部分及び左側部分の40パーセント以下とするとともに、文字面積の3分の2以上の部分を会社名等で構成すること。また、残りの文字面積の部分については、広告物が乱雑にならないよう、1フレーズとするよう努めること。

カ 別紙4に定めるレイアウトのうち下段部分及び右側部分のデザインは、次によること。

(ア) 地色に使用する色彩のマンセル値は、N9とすること。

(イ) 文字等に使用する色彩のマンセル値は、N1とすること。ただし、アクセントとして15パーセント以下で使用する場合はこの限りでない。

(ウ) 文字については、広告全体で書体を統一するなど伝わりやすいデザインとすること。また、文字列を複数配置する場合は、位置を揃える等配置を工夫すること。

キ 広告物は、照明を使用しないこと。

3 広告掲載に係る手続き

(1) 総合案内板等への広告掲載及びこれに伴う川崎市屋外広告物条例に基づく許可申請等の手続きは、広告掲載契約を締結した広告取扱業者が行うものとする。

(2) 広告取扱業者は、広告の掲載にあたり事前に区にその内容を示すものとし、区は広告の内容について自主審査を行うものとする。

(3) 前記(2)に規定する自主審査は、川崎市広告掲載要綱第6条に基づき高津区役所広告審査委員会(以下「委員会」という。)が行う広告内容等の審査をもってこれにあてるものとする。

(4) 区は、あらかじめ大学教授等学識経験者からデザインの専門家(以下「専門家」という。)を選任するものとし、前記(3)に規定する委員会の開催にあたっては、事前に専門家の意見を聴くものとする。広告取扱事業者は、専門家の意見に基づく区の求めがあった場合、広告の内容について必要な修正を行うものとする。

- (5) 区は、専門家の意見聴取及び委員会における審査の内容を取りまとめた「総合案内板等への広告掲載自主審査報告書」(以下、「報告書」という。)を作成するとともに、審査の結果を広告取扱業者に通知する。
- (6) 区は、広告取扱業者が行う川崎市屋外広告物条例に基づく許可申請に先立ち、報告書を市長あて提出するものとする。
- (7) 広告取扱業者は、前記(6)に規定する報告書の提出を確認した後、総合案内板等への広告掲載に係る川崎市屋外広告物条例に基づく許可申請を行うものとする。

■ 広告物の設置位置



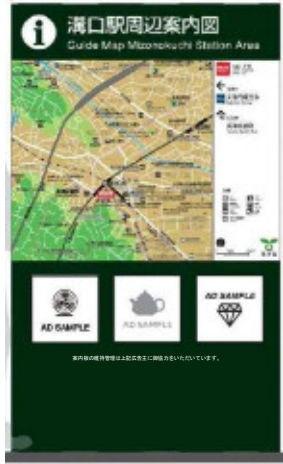
広告枠サイズ



※参考モデルは、整備指針に基づき、レイアウトや色彩等を示すもので、設置に際しては改めて掲載情報の精査を行うものである。

■各案内板における広告物の配置例

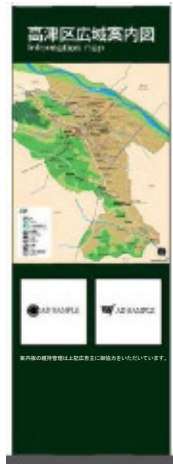
1 駅周辺案内サイン (W=1200mm)




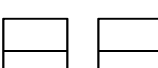
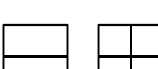



- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7)
- (8)
- (9)
- (10)

	H300 × W300mm × 1 枚
	H150 × W300mm × 2 枚
	H150 × W150mm × 4 枚



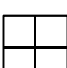
2 広域案内サイン、高津区魅力発信サイン (W=700mm)



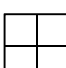


- (1) 
- (2) 
- (3) 
- (4) 
- (5) 
- (6) 

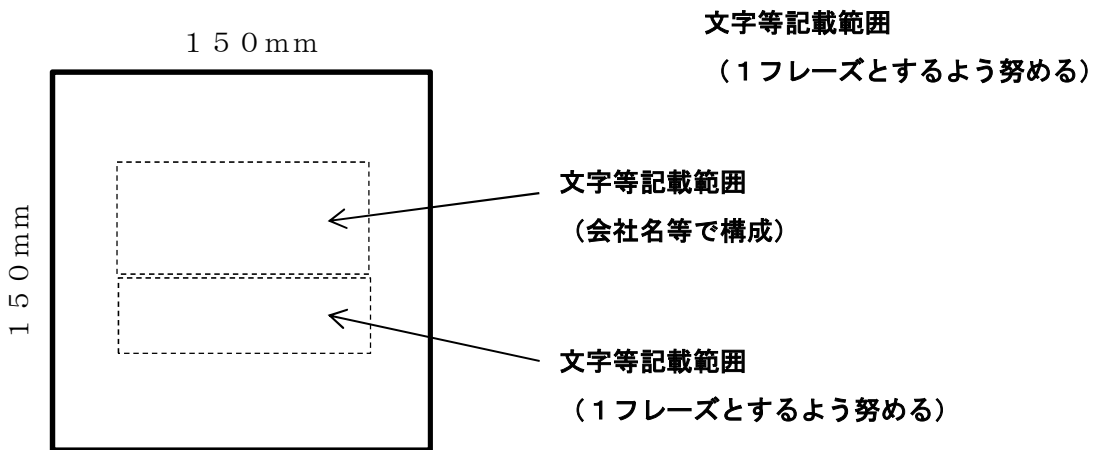
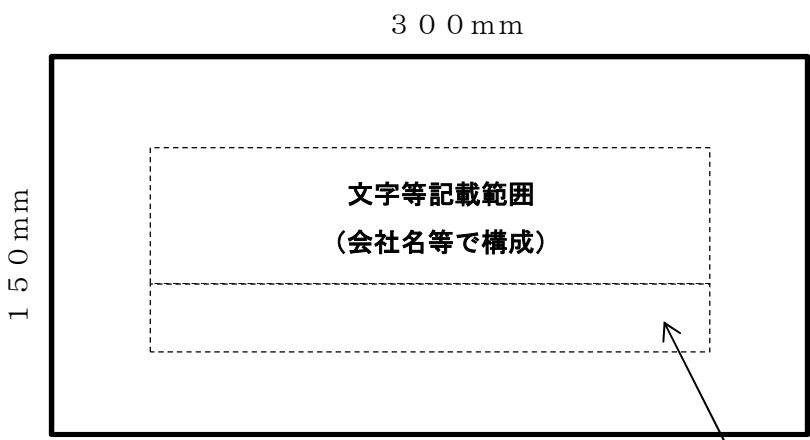
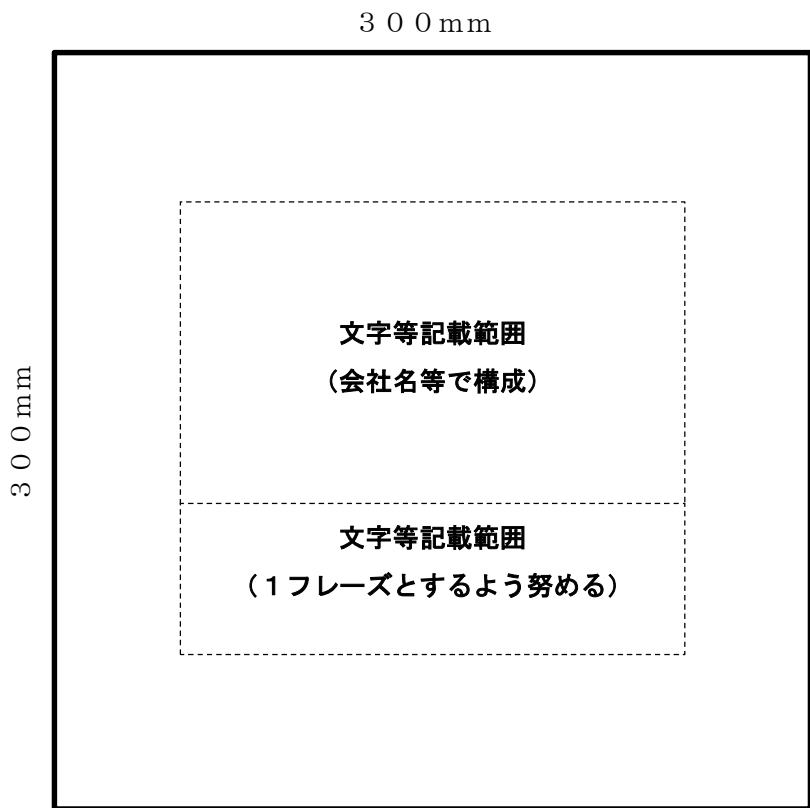
3 誘導サイン (W=350mm)



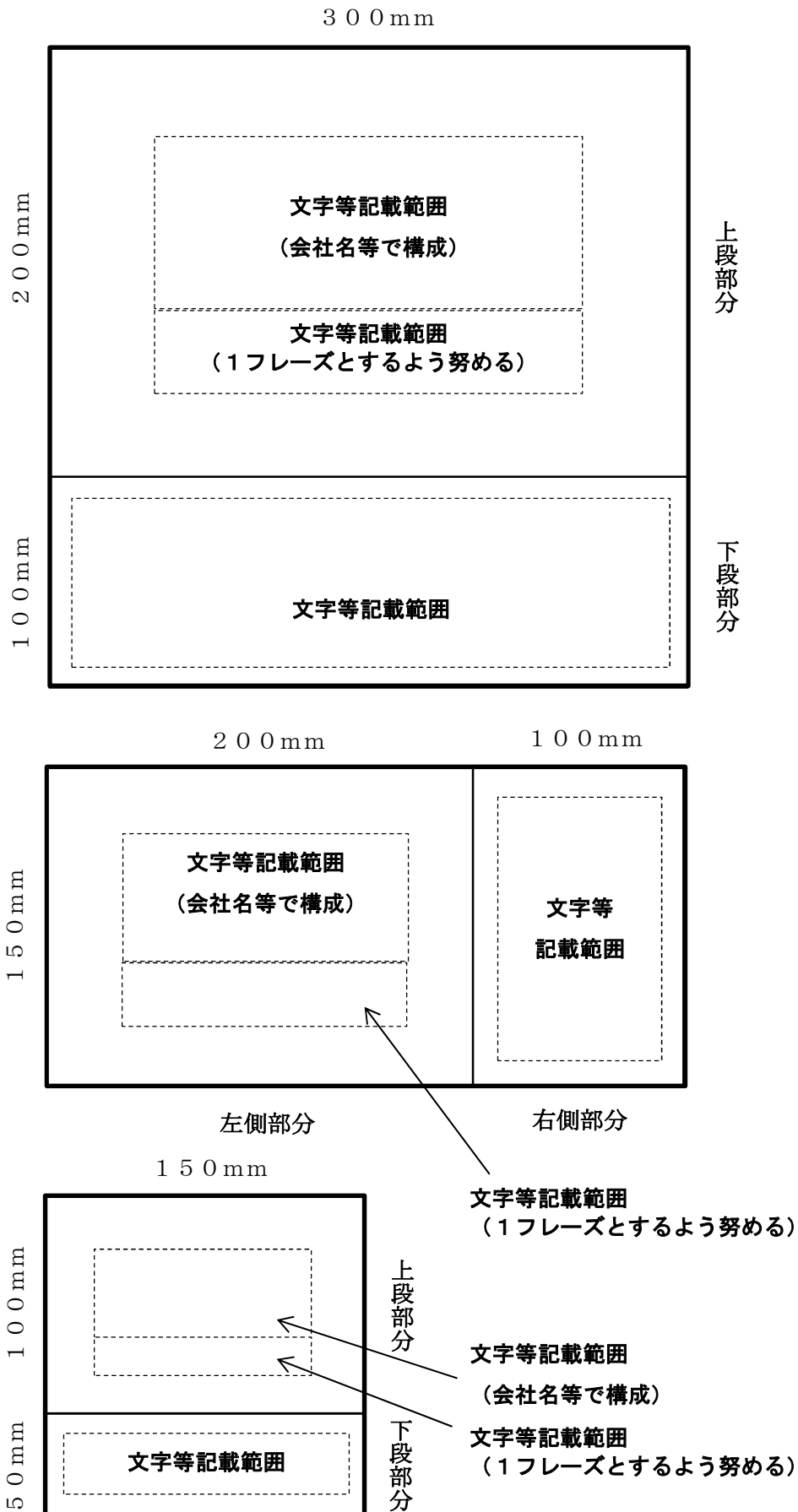
- (1) 
- (2) 
- (3) 

	H300 × W300mm × 1 枚
	H150 × W300mm × 2 枚
	H150 × W150mm × 4 枚

■ 広告物の表示内容例（基本）



■ 広告物の表示内容例



総合案内板等への広告掲載自主審査報告書

令和 年 月 日

(あて先) 川崎市長

管理者

住所...高津区下作延2丁目8番1号.....

氏名...高津区長.....印.....

高津区総合案内板等への広告掲載ガイドラインに基づき、令和 年 月 日に自主審査を実施しましたので、次のとおり報告します。

設置場所		
広告主	住所	〒 電話 ()
	氏名	
	業種	
広告内容		
図案説明	全体 (* デザインの概要等)	
	----- 景観との調和	

図案説明	色彩（*使用されている色、色の相関関係等）
	広告面
	その他
審査日時	令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時
審査内容	景観への対応
	交通安全の確保
	市民への対応
	<p>【デザインの専門家の意見】</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日 氏名 _____</p>
審査基準	別紙のとおり
審査委員	別紙のとおり
備考	